

守谷市放射能対策

住宅地の除染を開始



市は、住宅地の放射線量を測定し、その結果に応じて除染を進めます。

まず、皆さんから電話で放射線量測定申し込みを受け付けします。その後、各住宅敷地の空間線量の測定を実施します。

地上から1メートルの高さの放射線量測定結果が毎時0・23マイクロシーベルト以上となっている箇所がある場合、後日、除染作業を実施します。

除染の流れ

① 測定の申し出（専用電話にて受け付けます）

② 現地調査（測定）

③ 測定の結果

↓ 毎時0・23マイクロシーベルト以上の箇所がある場合、後日除染を実施

↓ 毎時0・23マイクロシーベルト以上の箇所がない場合は除染を実施しません

申し出の受付

▼受付方法

専用電話による受付

☎ 20・6544

・ 専用電話のみの受付となります。窓口や別の電話番号では、お受けできませんのでご注意ください。

▼受付期間・時間等

① 中学生以下の子ども・妊婦がいる住宅（平成25年2月25日時点）

▽受付期間
2月25日（月）～3月29日（金）
※月～金曜日（祝日を除く）

▽受付時間
午前9時～午後5時

② その他の住宅

▽受付期間

3月25日（月）～4月30日（火）
※月～金曜日（祝日を除く）

▽受付時間

午前9時～午後5時

・ 市内を短期間で効率良く測定するために、申出順ではなく、地区ごとに測定の日を決めていきます。あらかじめご了承ください。

・ 測定順に除染作業を実施するものではありません。事前に自分自身で測定をしたい場合には、放射線量計を貸し出していただきますので、ご利用ください。

申出者

次の表を参考に申し出てください。

区分	申出者
戸建住宅（持家）	所有者
戸建住宅（貸家）	所有者または居住者
集合住宅（分譲）の共用部分	管理組合
集合住宅（賃貸）の共用部分	所有者
集合住宅（分譲・賃貸）の専用品	所有者または居住者

・ 住宅の所有者と居住者が異なる場合は、敷地内への立ち入り、線量測定や作業を行う可能性がある旨、申出者以外の方（所有者や居住者）に了解をいただいた上で申し出をしてください。

・ 関係する管理規約や賃貸借契約の内容を確認いただき、市が放射線量の測定や除染作業を実施することに支障がないことを確認した上で申し出をしてください。

測定・除染作業

必ず申出者の立ち会いが必要ですが、市職員または臨時職員が測定に伺います。

屋外において居住者の方が多い時間を過ごす場所を中心に地上から1メートルの高さで、2～5点を測定します。また、それ以外に雨水ます、雨どい下等のマイクロホットスポットにおいても、地上から1メートルの高さで測定します。測定は、3月開始を予定しています。

● 測定結果が毎時0・23マイクロシーベルト以上

① 居住者の方が多くの時間を過ごす場所、基準値を超える場合

除染作業を実施することについて同意をいただき、後日、市が除染作業を実施します（測定から1か月以内）。除染作業については、守谷市除染実施計画で定めた除染措置の中から有効な措置を選定し実施します。

② マイクロホットスポットで、基準値を超える場合
除染作業を実施すること